

## 鳥取県告示第 795 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第 14 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

### 1 意見の聴取の日時及び場所

平成 18 年 11 月 7 日（火）午後 2 時から

境港市昭和町 1

みさき会館 会議室

### 2 事案の内容

建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定により次の建築物の用途の変更の許可をしようとするものである。

#### (1) 申請者

境港市竹内団地 80

友田水産株式会社 代表取締役 森脇一行

#### (2) 建築物の位置

境港市昭和町 13-26

#### (3) 建築物の用途

(変更後) 寄宿舍

#### (4) 工事種別

用途変更

#### (5) 建築物の構造

鉄骨造 2 階建

#### (6) 建築物の面積

建築面積 170.75 平方メートル

延べ面積 332.75 平方メートル